

赤石地区漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、赤石地区漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわな、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付し、その承認を受けなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁場区域内において、手釣及び竿釣以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。ただし、かじか漁業は、持網及びさで網による遊漁をしてもよいものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から翌年3月31日まで
やまめ	4月1日から9月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで
かじか	1月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内にあっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
鏡世橋上流端200mから河口まで	9月1日から9月30日まで
赤石堰堤上流端から上流の本支流域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

期間	遊漁料
1日券	800円
1年券	6,000円

2 遊漁料の納付は、次の表に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名称	住所
鰺ヶ沢町漁業協同組合赤石支所	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字砂山146番地
赤石地区漁業協同組合事務所	〃 姫袋町字大磯27番地5
安 田 商 店	〃 日照田町字野脇56番地1
太 田 商 店	〃 種里町字前田1番地3
熊 の 湯 温 泉	一ツ森町字湯湧淵31番地
鰺ヶ沢町アユ養殖場	一ツ森町字崩ヶ沢17番地3
菊 谷 魚 具 店	田中町27番地
イ ク タ 魚 具 店	つがる市柏広須照田57番地10

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたいときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具、漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料（1年）
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます、（薦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
渓流漁	やまめ、いわな、にじます、ひめます（薦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会
- 3 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

- 5 ブラックバス及びブルーギルを採捕した場合は再放流してはならない。
- 6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することできる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。